

SA2025

問題編

憲法—010

028 表現の自由

常に
て
る

次は、表現の自由についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 表現の自由とは、思想・信条・意見・知識・事実に対する認識等個人の内心における一切の精神作用を外部に公表する精神活動の自由をいう。
- (2) 集会及び結社とは、共同の目的を有する多数人の集合のことをいい、一時的、場所的なものを「集会」、継続的、組織的なものを「結社」という。
- (3) 表現の自由は、国民が政府に情報提供を求める権利までを保障するものではない。
- (4) 公権力による検閲は、絶対的に禁止されている。
- (5) 事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにある。

常に
て
る
／
憲
法

1 ページ内に問題と解説を配置！

問題と解説を確認するためにわざわざページを行き来する必要はありません。

解説と解答

(3)×「保障するものではない」は誤り。国民が政府に情報提供を求める権利を（政府）情報公開請求権といい、「知る権利」として憲法21条で保障される。

＋プラス解説 (1)表現の自由とは、人の内心における精神作用を外部に表明する精神活動の自由であり、表明の方法のいかんを問わない。(2)「集会」は特定又は不特定の多数人が一定の場所において事実上集まる一時的な集合体であるのに対し、「結社」は必ずしも場所を前提としない特定の多数人の継続的な精神的結合体である。

(4)憲法21条2項前段。検閲は絶対に禁止である。なお、「検閲」とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することをその特質として備えるものを指す（最大判昭59.12.12）。(5)最大決昭44.11.26。判例は、報道機関の報道の自由を、憲法21条を根拠に認めている。

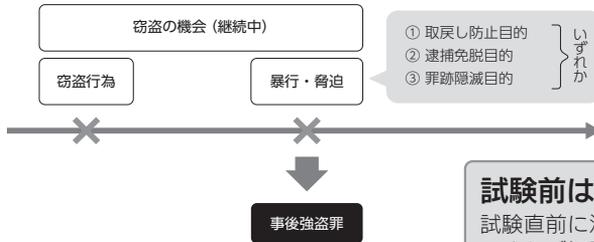
正解 (3)

強盗罪②

豊富な図表!!

試験に必要な知識をビジュアルで
インプット&整理できます。

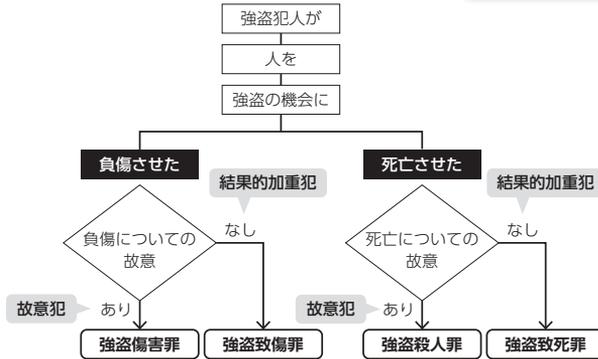
■ 事後強盗罪



試験前は……

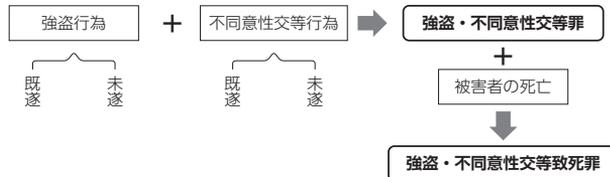
試験直前に法学ナビを総ざら
いすれば知識をスピーディー
にチェックできます!!

■ 強盗致死傷罪



法学ナビ

■ 強盗・不同意性交等罪、同致死罪



目次

利用ガイド	2
略称一覧	14

常にでる

法改正&新法 科目番号 001～018	001	性犯罪に係る令和5年刑法改正	16
	002	同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態 【令和5年の刑法改正】	17
	003	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】	18
	004	16歳未満の者に対する面会要求等罪【令和5年の刑法改正】	19
	005	逃走罪に係る令和5年刑法改正	20
	006	令和5年刑訴法改正	21
	007	逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置【令和5年刑訴法改正】	22
	008	性犯罪に係る刑訴法改正【令和5年・6年の刑訴法改正】	23
	009	令和3年の地公法改正	24
	010	令和5年のDV防止法改正	25
	011	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】	26
	012	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】	27
	013	大麻の規制等に係る令和5年法改正	28
	014	令和6年の銃刀法改正	29
	015	令和4年の道交法改正	30
	016	令和4年の道交法改正	31
	017	令和6年の道交法改正	32
	018	令和3年の道交法施行規則改正	33

憲法 科目番号 001～025	019	憲法の基本原理	34
	020	天皇の地位と権能	35
	021	天皇の国事行為	36
	022	基本的人権	37
	023	人権の分類	38
	024	人権の享有主体性	39
	025	外国人の人権	40
	026	公務員の地位と基本的人権	41
	027	肖像権と警察活動	42
	028	表現の自由	43
	029	人身の自由	44
	030	不当な抑留及び拘禁からの自由	45
	031	住居の不可侵	46
	032	被告人の権利	47
	033	黙秘権	48
	034	自白	49
	035	財産権	50
	036	受益権	51
	037	国民の義務	52
	038	国会	53
	039	国会議員の特権	54

040	内閣	55
041	内閣総理大臣の権限	56
042	裁判所	57
043	憲法改正	58

行政法

科目番号
001 ~ 025

044	警察の責務	59
045	国家公安委員会	60
046	都道府県公安委員会	61
047	都道府県警察	62
048	都道府県警察相互間の関係	63
049	援助の要求	64
050	管轄区域外における職権行使	65
051	緊急事態の布告	66
052	苦情申出制度	67
053	職務質問	68
054	所持品検査	69
055	自動車検問	70
056	任意同行	71
057	凶器捜検	72
058	保護	73
059	避難等の措置	74
060	犯罪の予防・制止	75
061	立入り	76
062	武器の使用	77
063	武器の使用	78
064	即時強制	79
065	懲戒と分限	80
066	地方公務員の服務	81
067	地方公務員法における罰則	82
068	国家賠償責任	83

刑法

科目番号
001 ~ 065

069	刑法の場所的適用範囲	84
070	刑法の場所的適用範囲	85
071	犯罪の成立要件	86
072	罪刑法定主義	87
073	身分犯	88
074	不作為犯	89
075	結果的加重犯	90
076	未遂犯が処罰される犯罪	91
077	因果関係	92
078	違法性阻却事由	93
079	正当防衛	94
080	緊急避難	95
081	責任能力	96
082	過失犯	97
083	目的犯	98
084	錯誤	99
085	事実の錯誤	100
086	未遂	101
087	中止犯	102
088	共同正犯	103
089	教唆犯	104
090	幫助犯	105

091	共犯の錯誤	106
092	刑罰の種類と適用	107
093	公務執行妨害罪	108
094	公務執行妨害罪	109
095	賄賂の罪	110
096	賄賂の罪	111
097	犯人蔵匿等罪	112
098	往来を妨害する罪	113
099	不正指令電磁的記録に関する罪	114
100	放火の罪	115
101	放火の罪	116
102	文書偽造の罪	117
103	文書偽造の罪	118
104	暴行罪及び傷害罪	119
105	傷害罪	120
106	同時傷害の特例	121
107	殺人の罪	122
108	遺棄の罪	123
109	逮捕・監禁罪	124
110	脅迫罪	125
111	略取・誘拐の罪	126
112	住居侵入罪	127
113	住居侵入罪	128
114	業務妨害罪	129
115	名誉毀損罪	130
116	財産犯の客体	131
117	不法領得の意思	132
118	親族相盗例	133
119	窃盗罪	134
120	窃盗罪	135
121	窃盗罪	136
122	強盗罪	137
123	事後強盗罪	138
124	詐欺罪	139
125	詐欺罪	140
126	恐喝罪	141
127	横領の罪	142
128	横領の罪	143
129	背任罪	144
130	盗品等に関する罪	145
131	事例と適用罪名	146
132	事例と適用罪名	147
133	罪数	148
刑事訴訟法		
134	司法警察員と司法巡査の権限	149
135	司法警察員と司法巡査の権限	150
136	司法警察職員と検察官の関係	151
137	弁護人選任権者	152
138	被疑者国選弁護制度	153
139	接見交通権	154
140	接見指定	155
141	告訴・告発	156
142	告訴・告発	157

刑事訴訟法

科目番号
001～065

143	告訴不可分の原則	158
144	自首	159
145	検視	160
146	任意捜査と強制捜査	161
147	通常逮捕	162
148	通常逮捕	163
149	逮捕状の緊急執行	164
150	逮捕状の緊急執行	165
151	現行犯逮捕の要件	166
152	現行犯逮捕	167
153	準現行犯逮捕の要件	168
154	準現行犯逮捕	169
155	緊急逮捕	170
156	緊急逮捕	171
157	軽微事件の現行犯逮捕	172
158	引致	173
159	逮捕後の手続	174
160	弁解録取手続	175
161	被疑者の勾留	176
162	同一事実による再逮捕	177
163	令状による捜索・差押え	178
164	令状による捜索・差押え	179
165	捜索・差押えの実施	180
166	捜索・差押えの実施	181
167	捜索・差押えの範囲	182
168	捜索・差押えの立会人	183
169	捜索・差押え時における写真撮影	184
170	捜索・差押えにおける必要な処分等	185
171	捜索・差押えの夜間執行	186
172	押収拒絶権者	187
173	令状によらない捜索・差押え	188
174	令状によらない捜索・差押え	189
175	令状によらない捜索・差押え	190
176	捜索・差押え全般	191
177	押収物の保管・処分等	192
178	検証	193
179	身体検査	194
180	鑑定	195
181	鑑定及び身体検査	196
182	検証及び実況見分	197
183	必要な令状	198
184	強制採尿・強制採血	199
185	身体に対する令状による捜索・差押え・検証	200
186	領置	201
187	被疑者の取調べ	202
188	取調べ全般	203
189	送致・送付	204
190	公訴時効	205
191	公判前整理手続	206
192	合意制度	207
193	証拠	208
194	証拠能力・証明力	209
195	自白	210

196	自白法則・自白の補強法則	211
197	伝聞法則	212
198	捜査書類の証拠能力	213

総務・警務

科目番号
001～015

199	ハラスメント防止	214
200	監督対象行為	215
201	捜査費	216
202	懲戒処分	217
203	留置管理業務	218
204	被留置者の護送	219
205	拳銃の使用及び取扱い	220
206	情報セキュリティ対策	221
207	遺失物等の取扱い	222
208	ワークライフバランスの推進	223
209	健康管理	224
210	犯罪被害者等支援	225
211	身上把握・指導	226
212	非違事案の防止	227
213	相談業務	228

生活安全

科目番号
001～030

214	効果的な犯罪防止に向けた取組	229
215	地域住民等に対する防犯情報の提供	230
216	サイバー犯罪	231
217	不正アクセス事犯捜査	232
218	行方不明者発見活動	233
219	保護	234
220	子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進	235
221	痴漢事犯対策	236
222	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止措置	237
223	ストーカー規制法におけるつきまとい等	238
224	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の対応	239
225	人身安全関連事案	240
226	改正 DV 防止法	241
227	児童虐待の対応	242
228	高齢者虐待事案の対応	243
229	特殊詐欺の認知状況等	244
230	「闇バイト」等に関する緊急対策プラン	245
231	風営法上の報告・立入り	246
232	ホストクラブ等の売掛金等に起因する事案	247
233	犯罪少年事件捜査	248
234	ぐ犯調査	249
235	触法調査	250
236	学校と連携したいじめ事案への的確な対応	251
237	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	252
238	子供の性被害防止プラン 2022	253
239	特定商取引法	254
240	知的財産権侵害事犯	255
241	ヤミ金融事犯対策	256
242	刃物の携帯禁止	257
243	クロスボウに係る規制	258

地域

科目番号
001～010

244	地域警察の任務	259
245	積極的な街頭活動	260
246	巡回連絡	261
247	交番相談員	262
248	交番・駐在所連絡協議会	263
249	警察用自動車による緊急走行	264
250	急訴事案受理時の措置	265
251	通信指令	266
252	簡易書式例対象事件	267
253	受傷事故防止	268

刑事

科目番号
001～035

254	特殊詐欺対策	269
255	選挙違反取締り	270
256	大麻事犯の取締り	271
257	薬物再乱用防止対策	272
258	証拠物件の合理的かつ適正な管理等	273
259	DNA型鑑定資料	274
260	性犯罪捜査	275
261	犯罪収益対策	276
262	組織犯罪対策	277
263	暴力団対策の推進	278
264	暴力的要求行為の禁止等	279
265	広域捜査要領	280
266	弁解録取	281
267	告訴・告発等の取扱い	282
268	被疑者の取調べ	283
269	被害者等の対応	284
270	誘拐又は誘拐の疑いのある事案等における対応	285
271	死体現象	286
272	銃器対策の推進	287
273	薬物対策の推進	288
274	臨場及び現場保存要領	289
275	ポリグラフ検査	290
276	現場における初動措置要領	291
277	暴力団排除等のための部外への情報提供	292
278	検視等	293
279	デジタルカメラで撮影した画像の管理等	294
280	被疑者の公開捜査	295
281	迅速・確実な被害届の受理	296
282	捜査資料の管理	297
283	盗品等捜査	298
284	遺留品捜査	299
285	窃盗事件の捜査要領	300
286	コントロールド・デリバリー捜査	301
287	取調べの録音・録画	302
288	重要凶悪事件に係る的確な捜査	303

交通

科目番号
001～025

289	運転免許の取消し・停止	304
290	点数制度によらない行政処分	305
291	特定小型原動機付自転車	306
292	特定自動運行	307
293	交通事故事件捜査	308
294	ひき逃げ事件	309

295	交通規制	310
296	交通指導取締り	311
297	交通反則通告制度	312
298	大規模災害に伴う交通規制	313
299	ゾーン 30 プラス	314
300	道路使用許可	315
301	良好な自転車交通秩序の実現	316
302	高齢運転者対策	317
303	運転免許制度	318
304	放置違反金制度	319
305	呼気検査と飲酒検知拒否罪	320
306	飲酒運転周辺者三罪	321
307	危険運転致死傷罪	322
308	安全運転管理者	323
309	歩行者の安全確保	324
310	共同危険行為等の禁止	325
311	緊急自動車の特例	326
312	高齢者講習	327
313	交通街頭活動中における受傷事故防止	328

警備

科目番号
001～020

314	警備犯罪捜査	329
315	治安警備実施	330
316	日本共産党の現状	331
317	右翼	332
318	極左暴力集団	333
319	大衆・労働運動	334
320	オウム真理教	335
321	重要防護施設における警戒警備	336
322	災害警備活動	337
323	梅雨期及び台風期における災害警備態勢の強化	338
324	警護	339
325	警衛	340
326	不法滞在者等発見の着眼点	341
327	入管法の改正	342
328	経済安全保障対策の推進	343
329	中国の対外諸政策及び対日有害活動	344
330	我が国におけるテロ対策	345
331	国際テロ情勢	346
332	爆発物の原料に係る管理者対策等	347
333	サイバー空間における警備情勢	348

よくでる

法改正&新法

科目番号
019～031

334	不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】	350
335	性犯罪に係る令和5年刑法改正	351
336	侮辱罪に係る令和4年刑法改正	352
337	16歳未満の者に対する面会要求等罪【令和5年の刑法改正】	353
338	性犯罪の公訴時効の延長【令和5年の刑訴法改正】	354
339	DV防止法の保護命令【令和5年のDV防止法改正】	355
340	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】	356
341	令和4年の道交法改正	357

342	特定小型原動機付自転車【令和4年の道交法改正】	358
343	犯罪被害給付制度の見直し 【令和6年の犯罪被害者支援法施行令改正】	359
344	令和6年の交通関係法令改正総合問題	360
345	犯罪被害者等支援弁護士制度【令和6年の総合法律支援法改正】	361
346	こども性暴力防止法【令和6年の新法】	362

憲法

科目番号
026～035

347	基本的人権の限界	363
348	法の下での平等	364
349	思想・良心の自由	365
350	信教の自由	366
351	遡及処罰の禁止・一事不再理等	367
352	経済的自由権	368
353	社会権の基本権	369
354	参政権	370
355	地方自治	371
356	条例	372

行政法

科目番号
026～035

357	現行犯人に関する職権行使	373
358	行政処分	374
359	権限の委任・代理	375
360	地方自治	376
361	行政強制	377
362	行政不服審査法	378
363	地方公務員の守秘義務	379
364	懲戒処分	380
365	条例	381
366	行政事件訴訟法	382

刑法

科目番号
066～100

367	刑法の基本原則	383
368	犯罪行為の形態	384
369	正当防衛及び緊急避難	385
370	誤想防衛及び過剰防衛	386
371	故意・過失	387
372	原因において自由な行為	388
373	間接正犯	389
374	実行の着手と成立罪名	390
375	共犯関係からの離脱	391
376	予備罪	392
377	不能犯	393
378	不可罰的事後行為	394
379	刑の加重・減輕・執行猶予	395
380	観念的競合	396
381	職務強要罪	397
382	偽証罪	398
383	証拠隠滅等罪	399
384	証人等威迫罪	400
385	虚偽告訴等罪	401
386	特別公務員職権濫用罪及び特別公務員暴行陵虐罪	402
387	通貨偽造の罪	403
388	電磁的記録不正作出罪	404
389	賭博の罪	405
390	自殺関与罪及び同意殺人罪	406

391	強要罪	407
392	電子計算機損壊等業務妨害罪	408
393	略取・誘拐及び人身売買の罪	409
394	財産罪	410
395	窃盗罪	411
396	詐欺罪	412
397	暴行の意義	413
398	刑法理論	414
399	事例と刑責	415
400	事例と刑責	416
401	罪数	417

刑事訴訟法

科目番号
066～100

402	司法警察員と司法巡査の権限	418
403	接見交通権	419
404	接見指定	420
405	告訴・告発	421
406	告訴不可分の原則	422
407	自首・検視	423
408	逮捕状の請求	424
409	再逮捕	425
410	私人による現行犯逮捕	426
411	準現行犯逮捕	427
412	緊急逮捕	428
413	軽微事件の逮捕	429
414	搜索差押許可状の請求	430
415	電磁的記録に対する搜索・差押え	431
416	リモートアクセスによる差押え	432
417	別事件の証拠品を発見した場合の措置	433
418	搜索・差押え終了後の措置	434
419	押収物の還付・仮還付	435
420	各種鑑定	436
421	通信傍受	437
422	命令状と許可状	438
423	実況見分	439
424	公務所等に対する照会	440
425	取調べの録音・録画	441
426	公訴	442
427	即決裁判手続	443
428	略式命令	444
429	刑事免責制度	445
430	伝聞例外	446
431	証拠全般	447
432	証拠の種類	448
433	合意制度	449
434	違法収集証拠の証拠能力	450
435	裁判員制度	451
436	裁判員裁判の対象事件	452

総務・警務

科目番号
016～020

437	警察広報活動	453
438	懲戒処分の指針	454
439	文書管理	455
440	個人情報保護法	456
441	リカバリー教養	457

生活安全	442	ストーカー加害者等に対する新たな施策	458
	443	アダルトビデオ出演被害問題に係る対策	459
科目番号	444	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等防止	460
031～040	445	少年警察活動における当面の重点	461
	446	人身取引事犯	462
	447	警備業法	463
	448	古物営業法	464
	449	営業秘密侵害事犯	465
	450	廃掃法	466
	451	医薬品医療機器等法違反事件の捜査要領	467
地域	452	自動車検問	468
	453	緊急配備	469
科目番号	454	110番映像通報システム	470
011～015	455	雑踏警備	471
	456	無線機器の適正な保管管理	472
刑事	457	鑑捜査及び面割捜査	473
	458	捜査特別報奨金	474
科目番号	459	身元確認制度	475
036～045	460	取調べ状況報告書等	476
	461	取調べの一層の高度化・適正化	477
	462	匿名・流動型犯罪グループ対策	478
	463	犯罪手口制度	479
	464	再被害防止要綱	480
	465	適正な捜査関係事項照会書の運用	481
	466	構造的不正事件	482
交通	467	点数制度	483
	468	国際運転免許証	484
科目番号	469	停車及び駐車	485
026～030	470	交通違反否認事件	486
	471	交通安全教育	487
警備	472	国民保護措置	488
	473	国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力の動向	489
科目番号	474	災害発生時の広報	490
021～025	475	最近のロシア情勢	491
	476	拉致問題に対する警察の取組	492

法学ナビ

憲法	494
行政法	503
刑法	511
刑事訴訟法	529

SA2025

常にでる

001

性犯罪に係る令和5年刑法改正

次は、性犯罪に係る刑法改正(令和5年6月23日公布)についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪を統合し、「不同意わいせつ罪」とされた。
- (2) 強制性交等罪と準強制性交等罪を統合し、「不同意性交等罪」とされた。
- (3) いわゆる性交同意年齢(同意の有無を問わずに性犯罪が成立する年齢)が、13歳未満から15歳未満に引き上げられた。
- (4) 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も、「性交等」に含まれる。
- (5) 30歳の男が、16歳未満の女に対して、わいせつ目的で、金銭の供与と引換えに会うことを要求した場合は、面会要求等罪が成立する。

解説と解答

(3)× 「13歳未満から15歳未満」ではなく、「13歳未満から16歳未満」が正しい。13歳以上16歳未満(中学生くらいの年齢層)は、性交に関する自由な意思決定の前提となる能力が十分に備わっていないため、今回の改正により、性交同意年齢は「16歳未満」に引き上げられた。

＋プラス解説 (1)刑法176条。改正前の強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪の要件を大きく改め、これらを不同意わいせつ罪と規定し直した。(2)刑法177条。改正前の強制性交等罪と準強制性交等罪の要件を大きく改め、これらを不同意性交等罪と規定し直した。(4)「性交等」とは、改正前は、陰茎の膣への挿入(性交)、陰茎の肛門への挿入(肛門性交)又は陰茎の口への挿入(口腔性交)を意味していたが、改正により、これらに加えて、膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も、「性交等」に含まれることになった。(5)刑法182条1項。子供の性被害を防止するため、わいせつ目的を隠してSNS等で16歳未満の者を懐柔する面会要求等罪が新設された。威迫・誘惑や金銭供与等をして面会を要求すると、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科される。実際に面会すれば2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科される(同条2項)。

正解 (3)

002

同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態【令和5年の刑法改正】

次は、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪において例示されている「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」の原因となり得る行為・事由を列挙したものであるが、誤りはどれか。

- (1) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること
- (2) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること
- (3) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること
- (4) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること
- (5) 政治的又は文化的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること

解説と解答

(5)× 「政治的又は文化的関係上の地位」ではなく、「経済的又は社会的関係上の地位」が正しい（刑法176条1項8号、177条1項）。

＋プラス解説 (1)刑法176条1項2号、177条1項。「心身の障害」とは、身体障害、知的障害、発達障害及び精神障害であり、一時的なものを含む。(2)刑法176条1項3号、177条1項。「アルコール若しくは薬物」の「摂取」とは、飲酒や、薬物の投与・服用のことをいう。(3)刑法176条1項6号、177条1項。例えば、わいせつな行為を求められるとは予想していない被害者に対し、行為者が、わいせつな行為の手段として、2人きりの密室でわいせつな行為を迫ることで、被害者を恐怖・驚愕させた場合等である。(4)刑法176条1項7号、177条1項。「虐待に起因する心理的反応」とは、虐待を受けたことによる、それを通常の出来事として受け入れたり、抵抗しても無駄だと考える心理状態や、虐待を目の当たりにしたことによる、恐怖心を抱いている状態などをいう。

正解 (5)

常に
でる法改正
& 新法
特集
S A

003

不同意わいせつ罪・不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】

次は、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 不同意性交等罪は、行為者と被害者の婚姻関係の有無にかかわらず成立することが明文化された。
- (2) 不同意性交等罪の行為又は事由として列挙されている8類型は限定列挙であるため、これらに含まれない行為又は事由によって「同意しない意思を形成し、表明し又は全うすることが困難な状態」にさせて性交等をして、不同意性交等罪は成立しない。
- (3) 真実はわいせつな行為であるのに、医療行為であると誤信している被害者に対して、わいせつな行為をすれば、不同意わいせつ罪が成立する。
- (4) 真実は夫とは別の人物であるのに、暗闇の中であったため、行為者を夫と勘違いしている被害者と性交をした場合、不同意性交等罪が成立する。
- (5) 被害者を押さえ付け、わいせつ目的で性具を口腔に無理やり挿入する行為は、不同意性交等罪を構成しない。

解説と解答

(2)× 「限定列挙」は誤り。不同意性交等罪における原因行為・原因事由は、「同意しない意思を形成し、表明し又は全うすることが困難な状態」にあるか否かの判断を容易にし、安定的な運用を確保する観点から、当該状態の原因となり得る行為・事由を例示的に列挙したものである。よって、8類型に該当しないがこれらに類する行為・事由によって、「同意しない意思を形成し、表明し又は全うすることが困難な状態」にさせて性交等をした場合でも、同罪は成立する。

＋プラス解説 (1)刑法177条1項。改正前から、配偶者間でも性犯罪は成立すると解されてきたが、それを明確にする趣旨で、「婚姻関係の有無にかかわらず」との規定が設けられた。(3)刑法176条2項。枝文は、行為がわいせつなものではないとの誤信に乗じてわいせつな行為をしたものとして、不同意わいせつ罪を構成する。(4)刑法177条2項。枝文は、行為をする者について人違いをしていることに乗じて性交をしたものとして、不同意性交等罪を構成する。(5)令和5年公布の刑法改正によって「性交等」に含まれることになったのは、陰莖以外の身体の一部（指など）又は物（性具等）を、「膣」又は「肛門」に挿入する行為であり、「口腔」にこれらを挿入する行為はこれに当たらない。枝文は、不同意わいせつ罪にとどまる。

正解 (2)

SA2025

よくでる

334

不同意性交等罪 【令和5年の刑法改正】

次は、刑法177条に規定する不同意性交等罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 令和5年7月12日に、甲男は、A男が泥酔し同意しない意思を形成、表明、全うすることが困難な状態にあるのに乗じ、A男の下着を下ろし肛門に指を差し入れた。甲男には、不同意性交等罪が成立する。
- (2) 令和5年7月13日に、甲男は、A女が泥酔し同意しない意思を形成、表明、全うすることが困難な状態にあるのに乗じ、A女の口腔に自己の陰茎を入れた。甲男には、不同意性交等罪が成立する。
- (3) 令和5年7月12日に、30歳の甲男は、15歳のA女に対し、15歳と知りながら同意をもって性交をした。同意を得ている以上、甲男には不同意性交等罪は成立しない。
- (4) 令和5年7月12日に、甲男は、第三者の暴行・脅迫によってA女が同意しない意思を形成、表明、全うすることが困難な状態にあるのに乗じ、A女と性交をした。甲男には、不同意性交等罪は成立しない。
- (5) 令和5年7月13日に、甲男は、妻であるA女に対して、暴行を加え同意しない意思を形成、表明、全うすることが困難な状態にさせて、性交をした。甲Aは夫婦であるが、甲には不同意性交等罪が成立する。

解説と解答

(1)× 「不同意性交等罪が成立する」は誤り。令和5年改正刑法の施行日は、令和5年7月13日であるから、同月12日以前に行われた行為については、改正前刑法が適用される(附則1条、2条)。肛門に指を入れる行為は、改正法施行前は強制わいせつにとどまる。よって、甲男には強制わいせつ罪(改正前刑法176条)が成立する。

＋プラス解説 (2)刑法177条1項。なお、枝文の行為(いわゆる口腔性交)は、令和5年の改正前から、「性交等」に当たる。(3)改正前の性交同意年齢は13歳以上であるから(改正前刑法177条後段)、甲男に不同意性交等罪は成立しない。(4)令和5年7月12日以前に行われた行為については、不同意性交等罪は成立しない。なお、第三者の暴行・脅迫によってA女が心神喪失の状態にあれば、甲男に準強制性交等罪(改正前刑法178条2項)が成立すると解される。(5)不同意性交等罪は、夫婦間であっても成立する(刑法177条1項)。

正解 (1)

335

性犯罪に係る令和5年刑法改正

次は、性犯罪に係る令和5年刑法改正についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 13歳未満の者に対して性交等をした場合は一律に処罰対象となるが、13歳以上16歳未満の者に対しては、その者より5歳以上年長の者が性交等をした場合に処罰対象となる。
- (2) 改正前は、婚姻関係にある者の間では強制わいせつ罪及び強制性交等罪が成立しなかったため、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪には「婚姻関係の有無にかかわらず」と規定された。
- (3) 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為でわいせつなものについては、従来、強制わいせつ罪の対象であったが、不同意性交等罪として処罰されることになった。
- (4) 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪の要件は、本来処罰されるべき行為がよりの確に処罰されるように規定されたものであり、従来処罰できなかった行為を処罰対象とするものではない。
- (5) 16歳未満に対する面会要求等の罪は、若年者に対する性犯罪を未然に防止し、性的自由・性的自己決定権の保護を徹底するため、性犯罪に至る前の行為を処罰対象とするものである。

解説と解答

(2)× 「改正前は、婚姻関係にある者の間では強制わいせつ罪及び強制性交等罪が成立しなかった」は誤り。改正前の強制わいせつ罪等においても、婚姻関係の有無はその成立に影響しないとされてきたが、配偶者間における成立が限定的に解される余地をなくすため、「婚姻関係の有無にかかわらず」と確認的に規定された。

+ **プラス解説** (1)なお、16歳未満の者が被害者となる場合は、刑法176条1項に規定された原因行為・原因事由の有無を問わず、かつ、同意しない意思を形成し、表明し又は全うすることが困難な状態であることの確認を必要としない。(3)なお、膣又は肛門に陰茎以外の一部又は物を挿入する行為は、性交・口腔性交・肛門性交に匹敵する当罰性を有することから、令和5年の改正により、「性交等」に含まれることにした。(4)令和5年の刑法改正は、改正前の下でも適切な解釈を施せば処罰可能であったものを、処罰できるよう明確化したものにすぎない。(5)面会要求等罪は、令和5年の刑法改正で新設された処罰規定である。

正解 (2)

336

侮辱罪に係る令和4年刑法改正

次は、令和4年に公布された侮辱罪に係る刑法改正（同年6月17日公布）についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 法定刑の引上げに伴い、侮辱罪にも没収を科することができるようになった。
- (2) 侮辱罪の構成要件に変更はなく、処罰対象となる行為の範囲は変わらない。
- (3) 法定刑の引上げに伴い、侮辱罪での緊急逮捕が可能となった。
- (4) 侮辱罪の教唆及び幫助を行った者の処罰について、法定刑の引上げに伴い、その制限がなくなった。
- (5) 侮辱罪を犯した者を蔵匿又は隠避させた者は、法定刑の引上げに伴い、処罰できることになった。

解説と解答

(3)× 「緊急逮捕が可能となった」は誤り。令和4年の刑法改正で侮辱罪の法定刑は、「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。そのため、軽微犯罪ではなくなったが、緊急逮捕の対象となる犯罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪）ではない。

＋プラス解説 (1)侮辱罪は法定刑の引上げに伴い、「拘留又は科料のみに当たる罪」（刑法20条）ではなくなったため、没収の制限がなくなった。(2)令和4年の刑法改正では、法定刑が引き上げられただけであり、構成要件に変更はない。(4)侮辱罪は「拘留又は科料のみに処すべき罪」（刑法64条）ではなくなったため、その教唆者及び従犯は特別の規定（例えば、軽犯罪法3条）がなくても処罰できることになった。(5)侮辱罪は「罰金以上の刑に当たる罪」（刑法103条）になったことから、それを犯した者を蔵匿し、又は隠秘させたものは処罰できることになった。

正解 (3)

SA2025

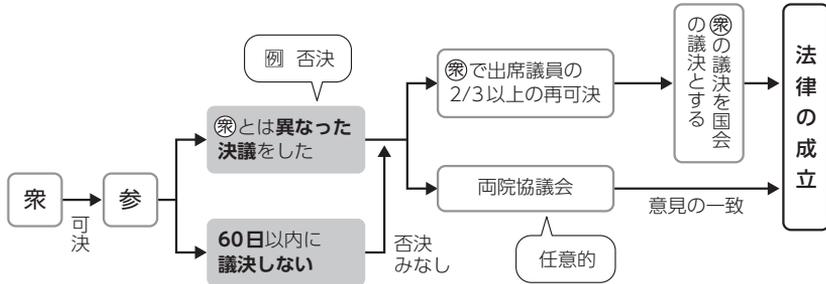
法学ナビ

衆議院の優越

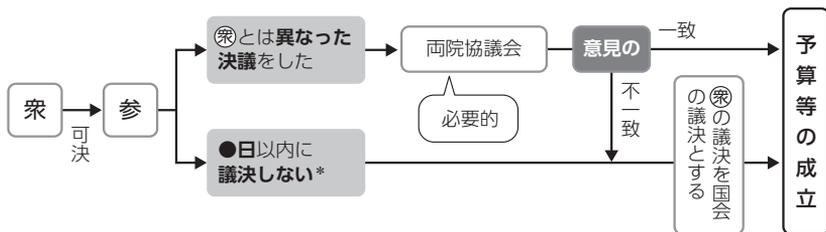
■ 意義

権限の範囲	議決の効力
① (法的効果を伴う) 内閣不信任決議権 ② 予算先議権	③ 法律案の議決 ④ 予算の議決 ⑤ 条約締結の承認 ⑥ 内閣総理大臣の指名

■ 法律案の議決における衆議院の優越 (③)



■ 予算の議決等における衆議院の優越 (④、⑤、⑥)



* ④と⑤の場合は30日以内、⑥の場合は10日以内。

保護

■ 警職法 3 条の保護



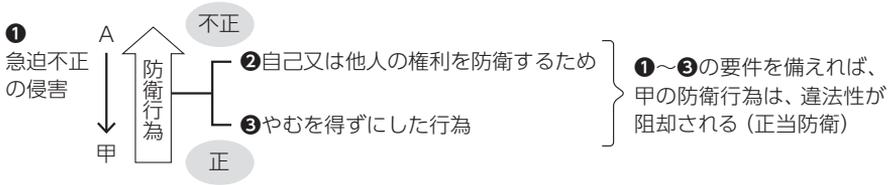
■ 実力行使

保護を実施する際の警察官がとり得る措置は、対象者によって異なる。

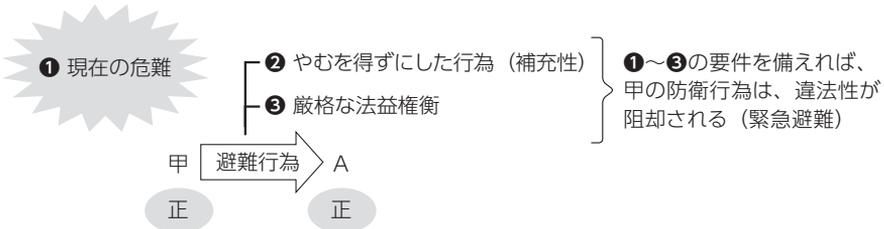
	精神錯乱者・泥酔者(1号)	迷い子・病人・負傷者等(2号)
嫌がる相手を保護すること	相手方の意思に反して保護を実施することができる(即時強制)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の明示の拒否があれば保護を実施できない(即時強制ではない) ・保護の拒絶は、判断能力のある者の真意に基づく必要がある。よって、迷い子となった幼児が保護を嫌がったとしても、保護を拒絶したと考えるべきではない ・明確な拒絶の意思がなければ、黙示の承諾だったと推定して保護する
戒具の使用	必要最小限度で使用可	不可

違法性阻却事由

■ 正当防衛



■ 緊急避難

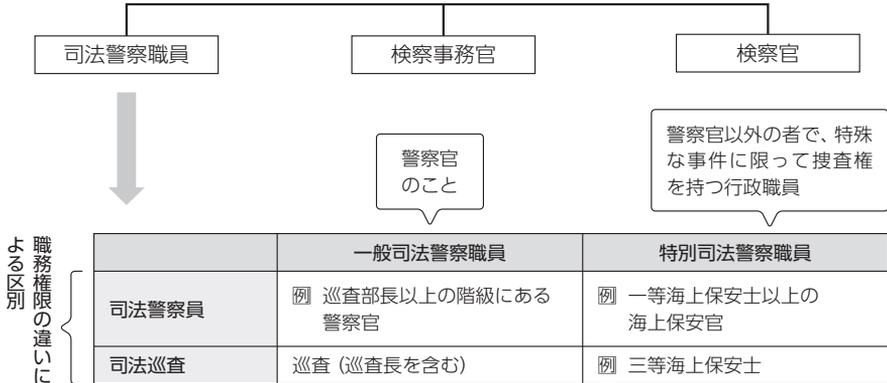


■ 正当防衛と緊急避難の比較

		正当防衛	緊急避難
類似点	他人のための防衛・避難	認められる	
	主観的要件	必要（防衛の意思）	必要（避難の意思）
相違点	被侵害者との関係	「不正」対「正」	「正」対「正」
	客観的状况	急迫不正の侵害 → 人の違法な行為に限られる	現在の危険 → 人の適法行為や自然現象も含まれる
	やむを得ずにした行為	必要性+相当性	補充性（ほかに手段がない）
	法益権衡	緩やか	厳格

司法警察職員

■ 捜査機関



■ 司法警察職員の権限

司法警察職員に共通の権限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任意捜査 ○ 逮捕状の執行 ○ 現行犯逮捕 ○ 緊急逮捕 ○ 令状による捜索・差押え・検証 ○ 令状によらない捜索・差押え・検証
司法警察員にだけ認められ、司法巡査には認められていない権限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種令状の請求 (緊急逮捕状は除く) ○ 逮捕被疑者の釈放又は送致 ○ 告訴・告発・自首の受理 ○ 事件の送致・送付 ○ 押収物の処分 ○ 代行検視

■ 検察官の一般的指示権、一般的指揮権、補助命令権

一般的指示権	一般的指揮	補助命令権
準則の制定による指示	検察官が捜査を自らする場合に、捜査方針等について、関係する司法警察職員一般に出す指示	検察官が自ら捜査をする場合に、個々の司法警察職員に補助を命じること

例 司法警察職員捜査書類基本書式例、簡易書式例

例 広範囲に及び公選法違反事件